

「かながわ人権施策推進指針」の改定について

1 改定の理由

- ・ 本県における人権施策の根幹となる「かながわ人権施策推進指針（改定版）」（以下「指針」という。）は、平成15年の策定後、東日本大震災の発生をはじめとした社会情勢の変化に対応するため、平成25年3月に改定を実施した。
- ・ その後、令和4年3月に、「津久井やまゆり園事件」の発生や、コロナ禍における医療等従事者への差別問題、ヘイトスピーチやインターネット上の人権侵害の急増などが新たに生じている状況を鑑み、これらの人権課題に対する県の姿勢を明確にするため第2次改定を実施した。
- ・ その際、今後は5年を目途として、社会情勢の変化等を勘案し、改定の必要性を検討することを定めており、前回の改定から5年を迎える令和8年度中に指針を改定することとしたい。

2 改定の概要

人権意識調査の結果や当事者等へのヒアリングの検証及び人権政策推進懇話会における議論等を進め、社会情勢の変化を踏まえた上で、指針の改定を行う。

3 改定の論点

(1) 人権教育・人権啓発の推進

- ・ 人権意識調査の結果から、子どもへの人権教育だけでなく、人権への関心が低い傾向がある働く世代への人権啓発が必要ではないか。

(2) 相談・支援体制

- ・ 人権意識調査において人権が尊重されていないと感じたことがあると回答した人の中で、誰にも相談しなかった人が多かったことから、相談者が相談してよかったと思えるような、当事者目線に立った相談体制の構築が必要ではないか。

(3) 人権への関心が低い課題

- ・ 人権意識調査の「人権が尊重されていない状況」や「人権を守るために必要なこと」を問う設問において、「特にない」と回答した割合が他の分野に比べ多かった課題について、理解促進に向けた取組を強化することが必要ではないか。

(4) 子ども

- ・「神奈川県こども目線の施策推進条例」の制定及び「かながわこどもまんなかプロジェクト」等こども目線に立った施策推進の新たな取り組みを開始したことから、これらの記述を追加する必要があるのではないか。

(5) 女性

- ・SDGs 目標の表現である「ジェンダー平等」に合わせた表記とするなど、昨今の状況を踏まえ、項目名の変更が必要か検討する。
- ・川崎市での事件をきっかけにDV・ストーカー被害者支援施策の強化が求められていることから、DV・ストーカー被害に関する記述の追加が必要ではないか。

(6) 障がい者

- ・「ともに生きる社会かながわ憲章」の普及、「当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」の制定等、当事者目線の障害福祉の実現に向けた新たな取り組み等を追加する必要がある。

(7) 同和問題（部落差別）

- ・同和問題（部落差別）について、正しい情報を伝えるとともに、インターネット上の悪質な投稿が散見されるなどの昨今の状況を鑑み、見直しが必要ではないか。

(8) 外国籍県民等

- ・県内の状況を鑑み、インターネット上のヘイトスピーチに対し、より効果的な啓発・注意喚起を行うための新たな取り組み等の記載が必要ではないか。

(9) 犯罪被害者等

- ・川崎市での事件をきっかけにDV・ストーカー被害者支援施策の強化が求められていることから、DV・ストーカー被害に関する記述の追加が必要ではないか。

(10) インターネットによる人権侵害

- ・昨今の状況を鑑み、SNS等での悪質な投稿に対する取り組みについてアップデートが必要ではないか。

(11) その他

- ・人権意識調査の結果から、「働く人の人権」について指針に追加したほうがよいという意見があるほか、事業活動にかかわるすべての人の人権を尊重する「ビジネスと人権」という考え方が広まりつつあるなど、記載について検討が必要ではないか。
- ・人権意識調査の結果や当事者等へのヒアリングの検証及び人権政策推進懇話会における議論等を踏まえた社会情勢の変化への対応につ

いて記述すべき事項が他にないか検討が必要ではないか。

4 今後のスケジュール（案）

- 令和8年6月 第2回県議会定例会厚生常任委員会に骨子案を報告
- 令和8年8月 かながわ人権政策推進懇話会において改定素案を説明
- 9月 第3回県議会定例会厚生常任委員会に改定素案を報告
- 10月 改定素案に対するパブリック・コメントの実施
- 令和9年1月 かながわ人権政策推進懇話会において改定案を説明
- 2月 第1回県議会定例会厚生常任委員会に改定案を報告
- 3月 指針改定

指針サブタイトル

～人権がすべての人に保障される地域社会の実現をめざして～

【巻頭】 人権についての県の姿勢を対外的に示す知事の言葉

I 人権施策の取組みの経緯

II 基本的な考え方

1 指針の目標

2 基本理念

3 指針の性格

III 施策推進にあたっての県の基本姿勢

1 県（県職員）が取り組むべきこと

2 県民の皆様に取り組んでいただきたいこと

3 企業等の皆様に取り組んでいただきたいこと

IV 人権教育・人権啓発の推進

1 人権教育の推進

2 人権啓発の推進

V 相談・支援体制

1 県の相談・支援体制の充実

2 救済関係機関・NGO・NPO等相互の協働・連携強化

3 人権相談窓口の情報提供

4 緊急一時保護機能の充実

5 相談員研修の充実

VI 分野別施策の方向

1 子ども

2 女性

3 障がい者

4 高齢者

5 疾病等にかかる人権課題

6 同和問題

7 外国籍県民等

8 貧困等にかかる人権課題

9 犯罪被害者等

10 北朝鮮当局によって拉致された被害者等

11 性的マイノリティ

12 インターネットによる人権侵害

13 様々な人権課題

VII 人権施策の推進体制等

【付属資料】 人権関係条約・憲法・関連法規等